

青森県報

第四千三百八十二号

平成二十九年
十二月一日
(金曜日)

目次

告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
 - 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……二
 - 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……二
- 公 告
- 県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……五
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(西北地域) ……六
- 公 営 企 業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院) ……六

告

示

青森県告示第八百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	弘前市大字城中央五丁目四の一D一階	平成二九・八・一
みどりの風訪問看護ステーション	十和田市西十二番町一〇の二〇石倉荘	二九・一〇・一
アイセイ薬局大間店	下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	〃

青森県告示第八百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市大字野田二丁目二の一	平成二九・九・三〇
津軽保健生活協同組合 健生クリニック	〃	〃
えびなファミリー歯科 つがる診療所	五所川原市字鎌谷町五一六の一 つがる市森田町大館勝山一四三の一	二九・七・五 二九・九・三〇

深浦医院	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八二の一五	二九・六・三〇
スマイル薬局野辺地店 国民健康保険(南部町)医療センター(歯)	上北郡野辺地町字野辺地六八の一 三戸郡南部町大字下名久井字白山八七の一	二九・九・三〇 二九・七・一

青森県告示第八百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
みどりの風訪問看護ステーション アイセイ薬局大間店	一 十和田市西十二番町一〇の二〇石倉荘 一 下北郡大間町大字大間字大間平二〇の一五七	平成二九・〇・一 〃

青森県告示第八百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人雄心会青森新都市病院	青森市大字石江字高間一〇九の一八	平成二九・三・一
ハッピー調剤薬局青森八重田SC店	青森市造道三丁目二五の一	〃
訪問看護ステーション原ケ平	弘前市大字原ケ平二丁目五の三五	〃

青森県告示第八百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	訪問看護ステーションふくろう	八戸市類家五丁目二五の二二	平成二九・八・一
変更後		八戸市江陽一丁目三の一六	

青森県告示第八百三十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十九年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十九年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

岩木川下流	中村川く笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川く笹内川	皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	水源かん養保安林	保 安 林 種
二七九・七二	一四二・二八	一三八・六五	九二二・一三	三三六・二八	六〇六・七六	一五一・五八	八五五・五二	一、一四六・〇五	六〇六・六六	九九〇・六八	四一五・五四	一二二・〇一	八六〇・七八	四六一・〇五	一、三六八・六二	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)

下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川く蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流
〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・三〇	〇・二〇	一五・六八	五・七八	一・六四	〇・八六	八四・三六	八七・二〇	〇・七二	九九・七〇	二四・三四	一四七・五四	一七四・四二	一九・〇六	八六・七五	四二・〇六	一〇・七〇

上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三五・〇六	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	二二八・九六	二・八四	三・八二	一・六〇	四・七〇	二四・八六	二一・三八	九・七二	六・一六

十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市	東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇〇	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三一・〇〇	一〇六・〇四	一・七四	〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四九	〇・九六	〇・六四	八・三六

三沢市	〃	〃	三・二四
八戸市	〃	〃	一・〇〇
三戸郡階上町	〃	〃	三・七六
三戸郡三戸町	〃	〃	九・三二
三戸郡南部町	〃	〃	八・六二
津軽地区	保健保安林	〃	一五九・一八
南部地区	〃	〃	九八・五二

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積 (平方メートル)
八戸市豊洲三の四のうち	雑種地	一、六五〇・二八

二 予定価格

一 千八百九十七万八千二百二十円
 二 入札に参加する者に必要な資格
 三 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

2 入札日時

平成二十九年十二月十八日 午前九時から

平成二十九年十二月二十五日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階県土整備部B会議室

4 開札日時

平成三十年一月十日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十九年十二月十四日午後三時から、八戸市豊洲三の四のうちにおいて現地説明を行う。

出先機関

西北地域県民局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

西北地域県民局長 山本 馨

位置	五所川原市大字唐笠柳字藤卷四八九の一	延長	九一・〇一メートル	幅員	六・〇二メートルから二二・〇二メートルまで	指定年月日	平成二九・二・一
----	--------------------	----	-----------	----	-----------------------	-------	----------

公営企業

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十二月一日

青森県病院事業管理者 吉田 茂 昭

一 物品等の名称及び数量

周術期患者情報システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県病院局運営部管理課

青森市東造道二丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十九年十月十六日

五 落札者の名称及び住所

樋口ホスピタルサプライ株式会社

青森市虹ヶ丘一丁目五の六

六 落札金額

一億千九十一万六千円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としましたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年九月四日

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一 番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
-----------------------------------	--	--------------------------------